

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年10月1日改訂版】	新 【2021年10月25日改訂版】
P.1 2 ご利用人数の制限	<p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。 <u>【10月1日から10月24日までに開催される催し物】</u> ①2021年9月12日までに販売されたチケット 既に上記のホール利用定員数以上の集客を予定する催し物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年9月13日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケット、又は利用が21時を超える催し物のチケットは販売を停止してください。 ②2021年9月13日以降にチケット販売開始されたチケット 上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</p>	<p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。 <u>【11月30日までに開催される催し物】</u> ①2021年9月12日までに販売されたチケット 既に上記のホール利用定員数以上の集客を予定する催し物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年9月13日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケットは販売を停止してください。 ②2021年9月13日以降にチケット販売開始されたチケット 上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</p>
P.2 3 夜間利用の注意事項	<p>東京都の「東京都におけるリバウンド防止措置」に基づき、原則21時までの利用とします。ただし、10月1日から10月24日までに開催される催し物で9月12日までにチケット販売が開始されている場合又は無観客イベントの場合は対象外とします。</p>	<p>東京都の「東京都におけるリバウンド防止措置」に基づき、<u>10月25日から30日までにイベント開催でご利用の場合は、</u>原則21時までの利用とします。<u>10月31日からは通常通り22時までご利用いただけます。</u></p>
P.3 4 ご利用時の注意事項 ④ 楽屋ご利用時の注意	<p>・人数制限により楽屋が不足する場合は、諸室のご予約をご確認ください。</p>	<p>・人数制限により楽屋が不足する場合は、諸室のご予約をご確認ください。 <u>諸室等を楽屋としてご利用の場合は、以下のご利用人数を目安としてください。</u> <u>小ホール=100名以下、リハーサル室=24名以下、第1練習室=18名以下、第2練習室=14名以下、第3練習室=15名以下、会議室=8名以下、保育室=9名以下</u> <u>また、諸室等を楽屋としてご利用で、ダンスや大声での発声、歌唱を伴う利用の場合は、ガイドラインBのご利用人数を目安としてください。</u></p>
P.4 4 ご利用時の注意事項 ⑩	<p>イベントの規模により主催者等は東京都への事前相談やチェックリスト等の作成が必要になる場合があります。詳細は東京都防災ホームページをご確認ください。 (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015635.html</p>	<p>イベントの規模により主催者等は東京都への事前相談やチェックリスト等の作成が必要になる場合があります。詳細は東京都防災ホームページをご確認ください。 (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020465.html</p>
P.5 6 参考	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年9月28日） (外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210928.pdf ・東京都「<u>東京都におけるリバウンド防止措置</u>」（令和3年9月28日） (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015636.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） (外部リンク) https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf</p>	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年9月28日） (外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210928.pdf ・東京都「<u>基本的対策徹底期間における対応</u>」（令和3年10月21日発表） (外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1020469.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） (外部リンク) https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf</p>